

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための警戒段階別方針(BCP; Business Continuity Plan)学生用R4-0509版

●R4年5月9日 新レベル【 2 】

判断基準 1. 学内関係者の発生がない時期は、【B 宮崎県】をもとにレベルを判断する。 2. 学内関係者の発生または濃厚接触者がいる場合は、【A 学内状況】をもとにレベルを確認し、1.で判断した【B宮崎県】を合わせて総合判断する。		教育・研究活動及び学生生活 (学部・別科・大学院・認定課程)								
		用語の定義 「感染拡大・流行地域」 宮崎県が指定する感染拡大地域及び感染流行地域をさす								
レベル	新レベル	A: 学内状況	B 宮崎県	教育活動			学生生活			
		学生及び教職員 ・感染者 ・濃厚接触者 ・クラスター	宮崎県	授業 講義 演習 実験 実技 ※実習については、 実習要項に準ずる	学生の入構 学部生 別科生 大学院生 認定課程研修生 (学生相談室含む)	学生の 課外活動 サークル 施設貸出	就職活動 (就職相談室含む)	他県への往来 (帰省・旅行・イベント参加等)	アルバイト 自動車学校等	同居者の離県や県外にいる家族・親族・ 友人等との接触
0	0	<input type="checkbox"/> 平常時	<input type="checkbox"/> 感染症の発生なし	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	1	<input type="checkbox"/> 感染者なし <input type="checkbox"/> 学内での感染拡大リスクなし	<input type="checkbox"/> レベル1 (医療警報)	感染対策を実施した上で原則、面接授業を行う。 (グループワーク可) ※感染拡大のリスクのある学年は、原則遠隔授業とする。(遠隔授業期間は、最短7日)	感染対策のうえ許可 感染拡大のリスクのある学年は、教員の許可がある場合は入構可(ワクチン未接種の学生の感染リスクを最小にするよう配慮する) ★陽性となった学生等は、療養期間の10日間(最短)は入構できない。 ★学生等の同居者が陽性となった場合、当該学生は濃厚接触者となり7日間の自宅待機とする。 ★陽性者及び濃厚接触者は、速やかに対策本部及び学年顧問等へ報告する。	★サークル活動は、感染対策計画書を提出のうえ許可 ※県内イベントや試合等への参加については、感染対策を遵守して参加可能 ★施設利用(学生便覧p52参照) 利用時間 7時～21時まで(図書館除く) 【図書館】 [平日] 9時～20時まで (長期休業期間は9時～17時) [土曜日] 9時30分～17時 [日曜日] 閉館 ★課外活動(人と接するボランティア含)は、感染対策を遵守して実施可能 ★レベル3の場合は、サークル活動及び課外活動における対外試合や県外での活動は原則禁止とする。 ※感染拡大のリスクのある学年が含まれるサークル活動及び課外活動については、遠隔授業期間は自粛とする。	★県外への往来は報告(離県届の提出)を行い、帰県翌日に無症状であれば自宅待機は不要。 有症状の場合は、速やかに医療機関を受診する。 ・感染対策の上、就職相談室の利用可	★実習前 ・離県は実習2週間前から禁止とする。 ★通常 県外へ往来する場合は、学年顧問等へ相談の上、離県届(就職活動以外)を提出する。離県中に同居人以外の5人以上の会食は自粛する。 帰県翌日に無症状であれば自宅待機は不要。有症状の場合は、速やかに医療機関を受診する。 ・接待を伴う飲食店でのアルバイトは禁止とする。 ・自動車学校への登校は、感染対策を実施することを条件とする。	★実習前 ・県外者(家族・友人等)との接触は、ワクチン接種の有無に関係なく実習2週間前から禁止とする。 ★通常 ・来県者との接触などは、マスク着用など、基本的な感染対策を継続する。 ・同居家族が感染拡大・流行地域へ離県する場合は、帰宅後の3日間は、家庭内の感染対策をしっかりと行う。(食事時間をずらすなどの工夫を行うなど)	
2	2	<input type="checkbox"/> 感染者あり <input type="checkbox"/> 学内での感染拡大リスクなし 又は、学年を超えての感染拡大リスクは限定的である。	<input type="checkbox"/> レベル2 (医療緊急警報)	★臨時実習が学内実習となった場合：学内での対面実習または遠隔実習	★陽性者及び濃厚接触者は、登校できるようになったら、欠席届を提出する。療養・自宅待機期間中の授業については、科目担当教員へ報告・相談する。	★課外活動(人と接するボランティア含)は、感染対策を遵守して実施可能 ★レベル3の場合は、サークル活動及び課外活動における対外試合や県外での活動は原則禁止とする。 ※感染拡大のリスクのある学年が含まれるサークル活動及び課外活動については、遠隔授業期間は自粛とする。	★県外への往来は報告(離県届の提出)を行い、帰県翌日に無症状の場合は、4日目の自宅待機とする。有症状の場合は、受診し検査を受け陰性であり、かつ症状が改善すれば4日目から登校可とする。 ・感染対策の上、就職相談室の利用可	★実習前 ・アルバイト先が3密を避ける感染対策を実施していることを条件とする。 ★通常 ・来県者との接触などは、マスク着用など、基本的な感染対策を継続する。 ・同居家族が感染拡大・流行地域へ離県する場合は、帰宅後の3日間は、家庭内の感染対策をしっかりと行う。(食事時間をずらすなどの工夫を行うなど)	★実習前 ・県外者(家族・友人等)との接触は、ワクチン接種の有無に関係なく実習2週間前から禁止とする。 ★通常 ・来県者との接触などは、マスク着用など、基本的な感染対策を継続する。 ・同居家族が感染拡大・流行地域へ離県する場合は、帰宅後の3日間は、家庭内の感染対策をしっかりと行う。(食事時間をずらすなどの工夫を行うなど)	
3	3	<input type="checkbox"/> 感染者あり(クラスター含) <input type="checkbox"/> 学内での感染拡大リスクあり	<input type="checkbox"/> レベル3 (医療非常事態宣言)	状況に応じて、対面授業、遠隔授業、ハイブリット授業について判断する。遠隔授業の場合は、準備期間を設定する。 ★臨時実習も上記に準じる。	★陽性者及び濃厚接触者は、登校できるようになったら、欠席届を提出する。療養・自宅待機期間中の授業については、科目担当教員へ報告・相談する。	★課外活動(人と接するボランティア含)は、感染対策を遵守して実施可能 ★レベル3の場合は、サークル活動及び課外活動における対外試合や県外での活動は原則禁止とする。 ※感染拡大のリスクのある学年が含まれるサークル活動及び課外活動については、遠隔授業期間は自粛とする。	★県外への往来は報告(離県届の提出)を行い、帰県翌日から3日間の自宅待機とする。有症状の場合は、受診し検査を受け陰性であり、かつ症状が改善すれば4日目から登校可とする。 ・感染対策の上、就職相談室の利用可	原則禁止 やむを得ない事情で、県外へ往来する場合は、学年顧問等へ相談の上、離県届(就職活動以外)を提出する。離県中の会食は禁止。 感染拡大・流行地域へ往来した場合は、帰県した翌日から3日間の自宅待機とする。 自宅待機期間中に無症状の場合は、4日目から登校可。有症状の場合は、受診し検査を受け陰性であり、かつ症状が改善すれば4日目から登校可とする。 ※県内外にかかわらずイベント等への参加は原則禁止 ※2 宮崎県に医療非常事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令中の場合は、通学を除き居住する圏域外への不急不急の移動は原則自粛。	★実習前 ・県外者(家族・友人等)との接触は、ワクチン接種の有無に関係なく実習2週間前から禁止とする。 ★通常 ・来県者との接触などは、マスク着用など、基本的な感染対策を継続する。 ・同居家族が感染拡大・流行地域へ離県する場合は、帰宅後の3日間は、家庭内の感染対策をしっかりと行う。(食事時間をずらすなどの工夫を行うなど)	
4	4	<input type="checkbox"/> 感染者あり(クラスター含) <input type="checkbox"/> 学内での感染拡大リスクあり	<input type="checkbox"/> レベル3 (医療非常事態宣言)	状況に応じて、対面授業、遠隔授業、ハイブリット授業について判断する。遠隔授業の場合は、準備期間を設定する。 ★臨時実習も上記に準じる。	★陽性者及び濃厚接触者は、登校できるようになったら、欠席届を提出する。療養・自宅待機期間中の授業については、科目担当教員へ報告・相談する。	★課外活動(人と接するボランティア含)は、感染対策を遵守して実施可能 ★レベル3の場合は、サークル活動及び課外活動における対外試合や県外での活動は原則禁止とする。 ※感染拡大のリスクのある学年が含まれるサークル活動及び課外活動については、遠隔授業期間は自粛とする。	★県外への往来は報告(離県届の提出)を行い、帰県翌日から3日間の自宅待機とする。有症状の場合は、受診し検査を受け陰性であり、かつ症状が改善すれば4日目から登校可とする。 ・感染対策の上、就職相談室の利用可	原則禁止 やむを得ない事情で、県外へ往来する場合は、学年顧問等へ相談の上、離県届(就職活動以外)を提出する。離県中の会食は禁止。 感染拡大・流行地域へ往来した場合は、帰県した翌日から3日間の自宅待機とする。 自宅待機期間中に無症状の場合は、4日目から登校可。有症状の場合は、受診し検査を受け陰性であり、かつ症状が改善すれば4日目から登校可とする。 ※県内外にかかわらずイベント等への参加は原則禁止 ※2 宮崎県に医療非常事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令中の場合は、通学を除き居住する圏域外への不急不急の移動は原則自粛。	★実習前 ・県外者(家族・友人等)との接触は、ワクチン接種の有無に関係なく実習2週間前から禁止とする。 ★通常 ・来県者との接触などは、マスク着用など、基本的な感染対策を継続する。 ・同居家族が感染拡大・流行地域へ離県する場合は、帰宅後の3日間は、家庭内の感染対策をしっかりと行う。(食事時間をずらすなどの工夫を行うなど)	
5	5	<input type="checkbox"/> 感染者あり(クラスター含) <input type="checkbox"/> 学内での感染拡大リスクあり	<input type="checkbox"/> レベル3 (医療非常事態宣言)	状況に応じて、対面授業、遠隔授業、ハイブリット授業について判断する。遠隔授業の場合は、準備期間を設定する。 ★臨時実習も上記に準じる。	★陽性者及び濃厚接触者は、登校できるようになったら、欠席届を提出する。療養・自宅待機期間中の授業については、科目担当教員へ報告・相談する。	★課外活動(人と接するボランティア含)は、感染対策を遵守して実施可能 ★レベル3の場合は、サークル活動及び課外活動における対外試合や県外での活動は原則禁止とする。 ※感染拡大のリスクのある学年が含まれるサークル活動及び課外活動については、遠隔授業期間は自粛とする。	★県外への往来は報告(離県届の提出)を行い、帰県翌日から3日間の自宅待機とする。有症状の場合は、受診し検査を受け陰性であり、かつ症状が改善すれば4日目から登校可とする。 ・感染対策の上、就職相談室の利用可	原則禁止 やむを得ない事情で、県外へ往来する場合は、学年顧問等へ相談の上、離県届(就職活動以外)を提出する。離県中の会食は禁止。 感染拡大・流行地域へ往来した場合は、帰県した翌日から3日間の自宅待機とする。 自宅待機期間中に無症状の場合は、4日目から登校可。有症状の場合は、受診し検査を受け陰性であり、かつ症状が改善すれば4日目から登校可とする。 ※県内外にかかわらずイベント等への参加は原則禁止 ※2 宮崎県に医療非常事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令中の場合は、通学を除き居住する圏域外への不急不急の移動は原則自粛。	★実習前 ・県外者(家族・友人等)との接触は、ワクチン接種の有無に関係なく実習2週間前から禁止とする。 ★通常 ・来県者との接触などは、マスク着用など、基本的な感染対策を継続する。 ・同居家族が感染拡大・流行地域へ離県する場合は、帰宅後の3日間は、家庭内の感染対策をしっかりと行う。(食事時間をずらすなどの工夫を行うなど)	